

当院の入院医療費の計算方式

DPC 対象病院

当院では、平成22年7月より厚生労働省の指定を受けDPC(包括評価方式)制度で入院医療費の請求を行っております。入院医療費については、病名や診断内容によって診断群分類に分けられます。

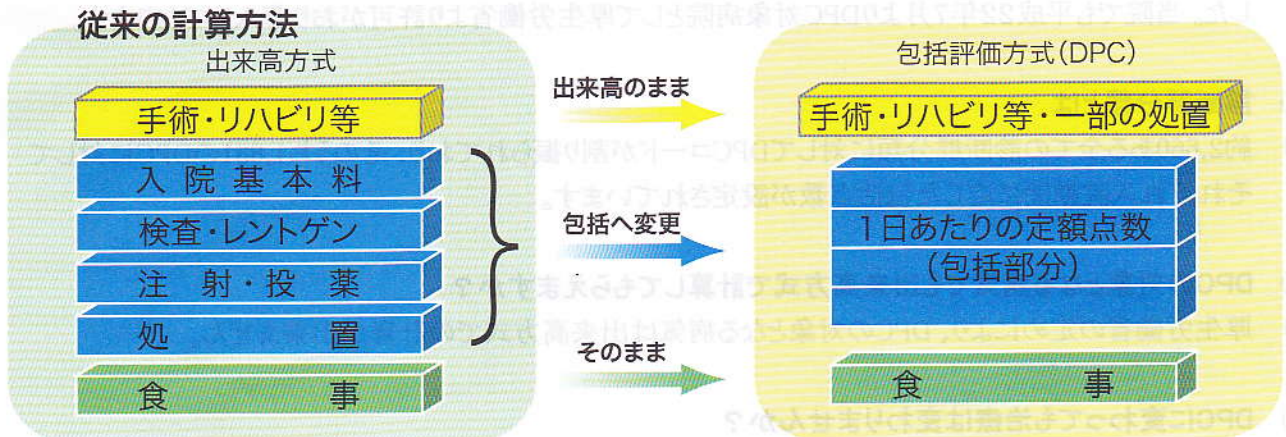
DPC(包括評価方式)について

従来は、診療行為に対してそれぞれの費用を合算して入院費を計算する方法でした。(出来高方式)
現在は、患者さまの病名・症状をもとに厚生労働省が定める診断群分類により1日あたりの金額(投薬、注射処置、入院料等)「包括部分」と(手術料、リハビリ等)「出来高部分」を組み合わせた計算方式(包括評価方式)になっております。

「入院医療費＝包括評価部分×在院日数×医療機関別係数＋出来高部分」

医療機関別係数とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められる一定の係数です。

医療機関別係数により同じ病名・治療内容でも病院によって医療費の総額が違ってきますのでご留意下さい。



<DPC(包括評価方式)において包括評価される診断行為・出来高計算となる診断行為>

入院基本料等加算(※1)		
手術・麻酔・放射線治療・在宅医療		
医学管理等	(手術後医学管理料)	
リハビリテーション・精神科専門療法	(薬剤料)	
入院基本料・投薬・注射		
検査	(※2 一部の検査)	
処置	(1,000点以上の処置)	
病理診断(検査)	(病理診断・判断料)	
画像診断	(※3 一部の画像診断)	

出来高
包括

- ※1) 臨床研修入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、医療安全対策加算は機能評価係数化
 ※2) 心臓カテーテル検査、内視鏡検査、診断穿刺・検体採取料(血液採取は除く)は出来高
 ※3) 選択的動脈造影カテーテル法は出来高

患者さまへのお願い

- * 原則として、当院入院中に他院での診療・投薬を受けることは出来ません。(従来から入院中は他院での診療は保険で認められていないため。)
- * 服用中のお薬がありましたら必ず入院時にご持参ください。(当院薬剤師にて管理させていただきます。)
入院期間中は、本人、ご家族であっても他院での投薬を受けることができませんので事前にご相談下さい。
- * 入院中の病名・症状に関連しない受診を希望される場合、主治医の判断(緊急性等)により退院後外来受診していただく場合があります。
- * 主治医が、当院ではできない診療が必要と判断した場合は他院への紹介をさせていただきます。
また、他院診療をご希望をされる場合もまずは主治医へご相談ください。
- * 尚、DPC・高額医療費等ご不明な点は病院(受付)医療事務課へお問い合わせください。(011-812-7001)